

毎週月.水.金曜日発行

富山県報

令和2年6月29日

月曜日

第4657号

目次

条 例

○富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	1
○県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例	2
○富山県手数料条例の一部を改正する条例	3
○富山県税条例の一部を改正する条例	4
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	10
○富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例	11

条 例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例、県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例、富山県手数料条例の一部を改正する条例、富山県税条例の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和2年6月29日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県条例第42号

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

富山県子育て支援対策臨時特例基金条例（平成21年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年5月31日」を「令和6年5月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

富山県条例第43号

県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例及び行政財産の使用料に関する条例の一部を改正する条例

(県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正)

第1条 県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年富山県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

(普通財産の無償貸付け又は減額貸付け等に関する特例)

- 2 第4条第1項（同条第2項及び第5条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当分の間、第4条第1項第2号中「地震、火災、水害その他の災害」とあるのは、「地震、火災、水害その他の災害並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響」とする。

(行政財産の使用料に関する条例の一部改正)

第2条 行政財産の使用料に関する条例（昭和39年富山県条例第13号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「次の各号」を「次」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 使用者の責めに帰することのできない理由により行政財産の全部又は一部を使用することができなくなつたとき。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付する。

附則に次の1項を加える。

(使用料の減免に関する特例)

- 3 第5条の規定の適用については、当分の間、同条第4号中「災害」とあるの

は、「災害並びに新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(管財課)

富山県条例第44号

富山県手数料条例の一部を改正する条例

富山県手数料条例（平成12年富山県条例第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の188の2の項中「第14条第6項（同条第9項）」を「第14条第7項（同条第13項）」に改め、同表の189の項及び190の項中「第14条第9項」を「第14条第13項」に改め、同表の251の項を削り、同表の252の項を同表の251の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>252 農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第17条第2項の規定に基づく適合施設の認定の申請に対する審査</p>	<p>適合施設認定申請手数料</p>	<p>(1) タイに輸出される農産物（その加工品を含む。）、欧州連合の構成国、シンガポール、タイ若しくは香港に輸出される畜産物又はアメリカ合衆国若しくは欧州連合の構成国に輸出される水産物の適合施設の認定に係る審査 20,900円 (2) その他の適合施設の認定に係る審査 10,400円</p>
--	--------------------	---

別表第1の391の項中「第38条の4第23項」を「第38条の4第24項」に改め、同表の437の項を削り、同表の437の2の項を同表の437の項とし、同表の437の3

の項から 437 の 8 の項までを 1 項ずつ繰り上げ、同表の備考の 8 中「252 の項」を「251 の項」に改める。

別表第 2 第 1 項中「437 の 2 の項」を「437 の項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 1 の 188 の 2 の項から 190 の項までの改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

(財 政 課)

富山県条例第45号

富山県税条例の一部を改正する条例

(富山県税条例の一部改正)

第 1 条 富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第33条第 5 項中「及びマンション敷地売却組合」を「、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合」に改め、同条第 6 項中「第16項まで」を「第26項までの規定」に改める。

第35条中「によつて」を「により」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第71条第 1 項各号列記以外の部分中「においては」を「には」に改め、同項第 1 号中「によつて」を「により」に改め、同項第 2 号中「寡夫」を「ひとり親」に改め、同条第 4 項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第92条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、1 本当たりの重量が 0.7 グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの 1 本をもつて紙巻たばこの 0.7 本に換算するものとする。

第97条中「財団法人日本ゴルフ協会（）」を「公益財団法人日本ゴルフ協会（）」に改める。

第 170 条第 2 項中「第 364 条第 3 項」を「第 364 条第 5 項」に改める。

附則第 1 条の 2 第 1 項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基

準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。次項において同じ。））」に、「この条において同じ」を「この項及び第3項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における当該加算した割合」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 前2項のいずれかの規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、前2項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは年0.1パーセントの割合とする。

附則第10条の10第2項中「、第60条及び第65条の2第5項」を「及び第60条」に改め、同条第3項中「、第33条の2第1項」を削り、「並びに第47条第1項及び第2項」を「及び第47条第1項」に改める。

附則第19条の表以外の部分中「附則第60条第1項」を「附則第62条第1項」に改め、同条を附則第21条とし、附則第18条の次に次の2条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第19条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（次項において「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄（次項において「県払戻請求権放棄」という。）を同条第1項に規定する指定期間（次項において「指定期間」という。）内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に県放棄払戻請求権相当額の第37条の2第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、県民税に関する規定を適用する。

- 2 前項に規定する県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価

額に相当する金額（第37条の2各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が20万円を超える場合には、20万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第20条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第3条の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 富山県税条例の一部を次のように改正する。

第27条第1項第1号中「並びに第65条第1項及び第4項」を「及び第65条第1項」に改める。

第33条の2第1項中「及び第2項（法第53条第19項）」を「（法第53条第31項）」に、「第51条並びに」を「第51条及び」に改める。

第46条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第3項中「から第3号まで」を「及び第2号」に改める。

第47条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項中「においては、法第53条第26項」を「には、法第53条第38項」に改め、同条第4項中「又は同法第81条の22第1項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人若しくは当該法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人（連結申告法人に限る。）」、「又は各連結事業年度」、「又は連結事業年度」、「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は当該各連結事業年度」を削り、同条第5項中「法人税額に係る租税条約の実施に係る還付すべき金額」を「租税条約の実施に係る還付すべき金額」に、「第53条第28項から第31項まで」を「第53条第40項から第42項まで」に改め、「又は連結事業年度」及び「又は各連結事業年度」を削り、同条第7項中「又は連結法人税額に係る個別帰属法人税額」及び「又は連結事業年度」を削り、同条第8項中「又は連結事

業年度の開始」を「開始」に、「又は連結事業年度の法人」を「の法人」に改め、同条第9項中「第53条第35項各号」を「第53条第46項各号」に改め、同条第10項中「第53条第36項」を「第53条第47項」に改め、同条第12項中「その連結事業年度開始の日から6月」を「その事業年度開始の日から6月経過日（法第53条第2項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日まで」に、「当該連結事業年度開始の日から6月」を「当該事業年度開始の日から6月経過日の前日まで」に改め、同条第14項第1号中「又は連結事業年度」を削り、「第52条第2項第4号」を「第52条第2項第3号」に改め、同条第17項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第26項において同じ。）」を「同条第3項」に、「第75条の4第1項」を「第75条の5第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第18項中「第53条第4項、第19項若しくは第23項」を「第53条第31項若しくは第35項」に改め、同条第26項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

第60条の2第1項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に、「第75条の4第1項若しくは第81条の24の3第1項」を「第75条の5第1項」に、「同法第75条の4第3項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。第10項において同じ。）」を「同条第3項」に、「第75条の4第1項の」を「第75条の5第1項の」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第10項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を

む。) 」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

第92条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第1条の2第1項及び第2項並びに附則第1条の2の2中「第4項並びに」を削る。

附則第5条の2を削り、附則第5条の2の2を附則第5条の2とする。

附則第12条第1項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第2項中「又は第3号」を削り、同条第3項中「又は個別帰属法人税額」を削り、同条第5項中「によつて」を「により」に改め、「又は個別帰属法人税額」、「又は連結事業年度」及び「又は前連結事業年度」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和2年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第33条第6項、第97条、第170条第2項及び附則第10条の10の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中第35条、第71条、附則第1条の2及び附則第19条の改正規定、同条を附則第21条とする改正規定、附則第18条の次に2条を加える改正規定並びに附則第2条、附則第3条、附則第6条及び附則第9条の規定 令和3年1月1日
- (3) 第2条中第92条第2項ただし書の改正規定及び附則第8条の規定 令和3年10月1日
- (4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第4条及び附則第5条の規定 令和4年4月1日
- (5) 第1条中第33条第5項の改正規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和2年法律第62号）の施行の日
(延滞金に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の富山県税条例（以下「新条例」という。）附則第1条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応す

る延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(県民税に関する経過措置)

第3条 新条例第35条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、令和2年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の富山県税条例（以下「4年新条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号。以下「所得税法等改正法」という。）第3条の規定（所得税法等改正法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の県民税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の県民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の県民税については、附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の富山県税条例（以下「4年旧条例」という。）の規定中法人の県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

(事業税に関する経過措置)

第5条 別段の定めがあるものを除き、4年新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、4号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人

の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)に係る法人の事業税については、4年旧条例の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

第6条 新条例第71条の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、令和2年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。
(県たばこ税に関する経過措置)

第7条 この条例の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。

第8条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る県たばこ税については、なお従前の例による。
(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

第9条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和2年2月1日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第161号)附則第2条第1項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第2項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第5条第1項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、新条例附則第19条の規定を適用する。

(税務課)

富山県条例第46号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条

例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第4号ア中「第12条の3第2項第4号」を「第12条の3第2項第6号」に改める。

第101条第1項各号列記以外の部分中「児童自立支援専門員養成所（以下「養成所」という。）」を「人材育成センター」に改め、同項第3号及び第4号中「養成所」を「人材育成センター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(子ども支援課)

富山県条例第47号

富山県警察の組織等に関する条例の一部を改正する条例

富山県警察の組織等に関する条例（昭和29年富山県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表中

富山県富山北警察署 富山県富山市高畠町 二丁目11番45号	富山市のうち 岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、西宮、東岩瀬町、東岩瀬村
-------------------------------------	--

を

富山県富山中央警察署 富山県富山市赤江町 5番1号	富山市のうち 岩瀬赤田町、岩瀬天池町、岩瀬池田町、岩瀬入船町、岩瀬梅本町、岩瀬御蔵町、岩瀬表町、岩瀬古志町、岩瀬諏訪町、岩瀬天神町、岩瀬萩浦町、岩瀬白山町、岩瀬文化町、岩瀬前田町、岩瀬松原町、岩瀬港町、西宮、東岩瀬町、東岩瀬村
---------------------------------	--

に改め、「東富山寿町三丁目まで」の次に「、松浦町」を加え、「、下富居（あいの風とやま鉄道線以東の区域を除く。）」を削り、「下富居二丁目、城川原」を「下富居二丁目」に改め、「水落」の次に「、水落一丁目」を加え、「四方、」を「つばめ野三丁目、四方、」に改め、「打出新」の次に「、つばめ野一丁目、つばめ野二丁目」を加え、「、水橋小島」及び「、水橋柴草市田袋沖三ヶ村入会地」を削り、

富山県富山中央警察署
富山県富山市赤江町
5番1号

富山市のうち
安住町、一番町、越前町、大手町、桜町一丁目、
桜町二丁目、新桜町、新総曲輪、総曲輪一丁目から
総曲輪四丁目まで、西四十物町、西町、旅籠町、本
丸、丸の内一丁目から丸の内三丁目まで

を

安住町、一番町、越前町、大手町、桜町一丁目、
桜町二丁目、新桜町、新総曲輪、総曲輪一丁目から
総曲輪四丁目まで、西四十物町、西町、旅籠町、本
丸、丸の内一丁目から丸の内三丁目まで

に改め、「愛宕、」を削り、「牛島、牛島町」を「牛島町」に改め、「、小泉町」の次に「（公安委員会規則で定める区域に限る。）」を加え、

相生町、磯部町二丁目から磯部町四丁目まで、新
根塚町一丁目、千石町一丁目から千石町六丁目まで、
長柄町一丁目から長柄町三丁目まで、西山王町、西
田地方、西田地方町一丁目から西田地方町三丁目ま
で、布瀬町、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、花園町
一丁目から花園町四丁目まで、堀端町、桃井町一丁
目、桃井町二丁目

今泉西部町、掛尾栄町、掛尾町、上袋、黒瀬、黒
瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、新根塚町二丁目、
新根塚町三丁目、太郎丸西町一丁目、太郎丸西町二
丁目、布瀬本町、布瀬町南一丁目から布瀬町南三丁
目まで、根塚町一丁目から根塚町四丁目まで、二口
町一丁目から二口町五丁目まで

を

「

相生町、磯部町二丁目から磯部町四丁目まで、千石町一丁目から千石町六丁目まで、長柄町一丁目から長柄町三丁目まで、西山王町、西田地方町一丁目から西田地方町三丁目まで、布瀬町一丁目、布瀬町二丁目、花園町一丁目から花園町四丁目まで、堀端町、桃井町一丁目、桃井町二丁目

に、

「

旭町、大泉北町、大泉東町一丁目、大泉町三丁目、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、清水中町、清水町一丁目から清水町九丁目まで、西公文名、西公文名町、元町一丁目

今泉、今泉北部町、大泉、大泉中町、大泉東町二丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一丁目、大泉町二丁目、大町、太郎丸、太郎丸本町一丁目から太郎丸本町四丁目まで、西大泉、根塚町、東中野町一丁目から東中野町三丁目まで、堀川小泉町、堀川小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目

上新保、上堀南町、下堀、堀、堀川町、本郷新、本郷町

を

「

旭町、大泉北町、大泉東町一丁目、大泉町三丁目、音羽町一丁目、音羽町二丁目、雄山町、清水中町、清水町一丁目から清水町九丁目まで、西公文名町、元町一丁目

に、「千代田町、中島」を「千代田町」に、「（あいの風とやま鉄道線以東の区域に限る。）、新富居」を「、新富居、千成町」に、「、鍋田」を「、中富居新町、鍋田、富居栄町」に改め、「経堂四丁目まで」の次に「、経堂新町」を加え、

「

秋吉、秋吉新町、公文名、高屋敷、天正寺、中市、

	<p>中市一丁目、中市二丁目、山室 中川原、中川原台一丁目、中川原台二丁目、流杉、 西野新、東流杉、古寺、町村、町村一丁目、町村二 丁目、山室荒屋、山室荒屋新町 石屋、太田、太田南町、大場、大宮町、城村、城 村新町、新名、関、中屋、西番、八川、横内 赤田、黒崎、小杉、最勝寺、蜷川、布市、布市新 町、二俣、二俣新町、八日町</p>
富山県富山南警察署 富山県富山市上大久 保1109番地	富山市のうち 秋ヶ島、押上、上八日町、経田、栗山、才覚寺、 新保、惣在寺、大利、塚原、任海、友杉、南央町、 西荒屋、萩原、福居、別名、南栗山、南中田、吉 倉

を

富山県富山南警察署 富山県富山市蜷川 123番地1	富山市のうち 今泉西部町、掛尾栄町、掛尾町、上袋、黒瀬、黒 瀬北町一丁目、黒瀬北町二丁目、新根塚町一丁目か ら新根塚町三丁目まで、太郎丸西町一丁目、太郎丸 西町二丁目、布瀬本町、布瀬町、布瀬町南一丁目か ら布瀬町南三丁目まで、根塚町一丁目から根塚町四 丁目まで、二口町一丁目から二口町五丁目まで 今泉、今泉北部町、大泉、大泉中町、大泉東町二 丁目、大泉本町一丁目、大泉本町二丁目、大泉町一 丁目、大泉町二丁目、大町、小泉町（公安委員会規 則で定める区域に限る。）、太郎丸、太郎丸本町一 丁目から太郎丸本町四丁目まで、西大泉、東中野町 一丁目から東中野町三丁目まで、堀川小泉町、堀川 小泉町一丁目、堀川小泉町二丁目 上新保、上堀南町、下堀、堀、堀川本郷、堀川町、 本郷新、本郷町 秋吉、秋吉新町、公文名、高屋敷、天正寺、中市、 中市一丁目、中市二丁目、山室 中川原、中川原新町、中川原台一丁目、中川原台
---------------------------------	--

<p>二丁目、流杉、西野新、東流杉、古寺、町村、町村一丁目、町村二丁目、山室荒屋、山室荒屋新町 石屋、太田、太田南町、大場、大宮町、城村、城村新町、新名、関、中屋、西番、八川、横内 赤田、黒崎、小杉、蜷川、布市、布市新町、二俣、二俣新町、八日町 秋ヶ島、押上、上八日町、経田、栗山、才覚寺、新保、惣在寺、大利、塚原、任海、友杉、南央町、西荒屋、萩原、福居、別名、南栗山、南中田、吉倉</p>
--

に改め、「、下千俵」を削り、「上今町、上千俵」を「上今町」に改め、「岩稲」の次に「、薄波」を加え、同表富山県富山西警察署の項中「富山県富山北警察署、」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。
(富山県警察署協議会条例の一部改正)
- 富山県警察署協議会条例(平成13年富山県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表中

富山県上市警察署協議会	富山県上市警察署
富山県富山北警察署協議会	富山県富山北警察署

を

富山県上市警察署協議会	富山県上市警察署
-------------	----------

に改める。

(警・警務課)

令和2年6月29日印刷発行

発行 富 山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076—444—3153番
